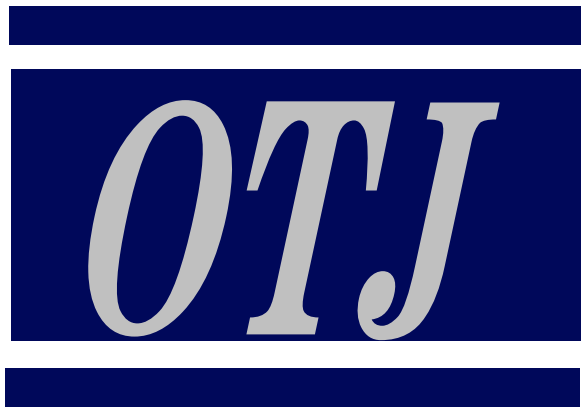


OTJ RUGBY SCHOOL



概 要・校 則

2022 年度改訂版

OTJ ラグビースクール校則

第1条 <名称>

OTJ ラグビースクールとします。

第2条 <所在地>

ホームグラウンド

大阪府大東市平野屋1丁目

大阪桐蔭高校人工芝グラウンド

第3条 <目的>

OTJ ラグビースクール(以下は本校)は、ラグビーフットボールの練習やゲームを通して、基本的な技術を習得させるとともに、技術の習得に必要な体力を養成します。同時に、ラグビーフットボールの精神にそって、子どもたちの健全な肉体的、精神的発達を促します。

付則：本校は大阪府ラグビーフットボール協会に加盟登録し、その行事に可能な限り参加します。また、生徒及び指導者は、原則、本校を所属チームとして日本ラグビーフットボール協会に個人登録します。

第4条 <組織とその運営>

- a. 本校の運営は、代表と指導員・事務局とで行ないます。また、保護者会(第16条参照)を置き、補助指導員と共に運営や活動の補助をして頂きます。また、保護者会より若干名のマネージャーを選任します。
- b. 代表は、運営や活動の統括実行をします。ただし、年会費を管理するために、保護者会より若干名の会計・会計監査を選任します。
- c. 代表の任期は2年とし、再選を妨げません。

第5条 <構成員とその資格>

- a. 小学部：幼児(年小)以上小学校6年生まで。(性別を問わず)
※幼児(年小)以上となっていますが、それ以下であっても指導員が協議の上、認める場合もあります。
- b. 中学部：中学生。(性別を問わず)
- c. 本校の指導者・事務局員。
- d. 保護者会に入会されている方。

第6条 <開校期間>

原則として、毎年4月の第1回目の練習日が開校日で、翌年3月の最終練習日が終校日です。

第7条 <入校>

- a. 入校したい生徒は、原則として開校日に、入校申し込み用紙に必要事項を記入して、提出して下さい。ただし、中途入校も随時認めます。
- b. 継続の場合も上記と同様です。
- c. 事務処理の都合上、一度入校されますと、お申し出のない限り、継続させていただきます。

第8条 <会費>

- a. 年会費として生徒一人につき、小学部：18,000円(入会金なし)、中学部：15,000円(外部入校者は、入会金5,000円別途徴収。ただし、年会費との合計は18,000円を超えないものとする。)を徴収いたします。この中に含まれるものは、スポーツ安全保険掛金・大阪府協会主催の行事参加費および記念品代等・大会参加費・スクール運営費等です。なお、卒業試合や交流試合等に関わる費用は、その時点の会計状況によって、実費を追加徴収する年度もあります。
- b. 年会費には、練習に必要なジャージやシューズ等は、含まれていません。次条に即して購入して下さい。
- c. 中途入校者の会費は、小学部：1～5年生は、その年度の残りの月数に1,500円を乗じた金額、6年生は、6月以降入校-15,000円、中学部：4～12月入校-15,000円、1～3月-10,000円を徴収いたします。
- d. 兄弟姉妹の関係で、同一年度に複数のお子さんが入校される場合(小学部のみ)は、第1子は18,000円、第2子は14,000円、第3子以後からは10,000円いただきます。
- e. 原則として、各種費用に関わる徴収は振込といたします。
- f. 事務処理の都合上、納入された年会費および入会金は、原則として返還いたしません。

第9条 <ジャージ等>

本校指定のジャージ・短パン(白)・ストッキング・ヘッドキャップを使用して下さい。コンタクトプレーを有する小学部3年生以上の生徒にあつては、各大会時にゴーグルを着用する場合はWorld Rugby 適合製品を使用して下さい。スクールバッグは、通常練習及び大会等時に、幼児・小学部の全生徒が持参して下さい。ただし、幼児については通常練習時はその限りではありません。スパッツは、絶対着用の必要はありませんが、着用される場合は、白色の物を使用して下さい。スパイクは非金属製のポイントのものを使用して下さい。(スクール生、指導者共。)

ジャージ等を購入される場合には、背番号等も必要なので指導者又は、会計およびマネー

ジャーに相談してください。

第10条 <練習・公式戦等>

- a. 練習は、原則として開校期間内の日曜日に、大阪桐蔭高校グラウンドで Am8:30~11:30 (学年により異なります) に行いますが、その他の曜日・場所・時間で行うときもありますのでご注意ください。
- b. 練習内容は、小学部：タグラグビー及びミニ・ラグビー、中学部：ジュニア・ラグビーのルール及び年間指導計画に基づき、校則第3条に沿って、生徒の健康安全に充分留意し、それぞれに応じた練習を行います。また、練習方法については、指導者に任せるものとします。ただし、他のスクール生に迷惑をかけた、危険を及ぼす行為があったと認められる場合や、指導者の注意を聞けない場合は、担当指導者の判断で、練習を中止させることがあります。
- c. 公式戦として、年度中に、北河内大会・東部スクール交歓会・大阪府ラグビーカーニバルおよびスクール大会、その他の協会主催のゲーム等に参加します。
- d. 練習・公式戦以外に、交流試合や卒業試合を計画することもあります。
- e. 練習や公式戦、その他の試合等に参加するときは、第9条で定めたジャージ等を着用してください。なお、季節に応じて、その行き帰りの服装を考えてください。また、グラウンド状態の不良が考えられる場合には、終了後の着替えを用意してください。

第11条 <夏合宿等>

- a. 本校は、基本的に合宿を行います。参加生徒・指導者・保護者の人数等に基づいて協議し、8月中旬までにその年度分の計画をお知らせします。合宿に関する費用は、合宿までに実費を徴収させていただきます。
- b. 夏合宿は、全員参加を前提に計画しますが、強制するものではありません。
- c. 生徒を対象とした合宿ですが、お手伝いしていただきたいことがたくさんありますので、保護者の方もできるだけ参加してください。費用は、基本的に実費です。
- d. 合宿参加者にたいしては、その終了後に会計報告をします。残金が出れば、参加者人数で等分して返金します。また、不足分があれば同様にして追加徴収させていただきます。

第12条 <移動>

試合や合宿等で、指導者・他の保護者の車両を利用する場合、事故等の万一のことが起きても、本校および利用車両の運転者に対する責任の有無は一切問わないものとします。また、スポーツ安全保険以上の補償はいたしかねます。

第13条 <健康・安全>

- a. 本校生徒と指導者は、スポーツ安全保険に加入します。

- b. 指導者は、いかなる練習・試合に際しても、生徒の健康状態や当日の天候を考えて、適度な練習・指導を行います。
- c. 練習や試合中に事故が発生した場合には、事故者の状態に応じて応急処置(下記参照)をします。また、スポーツ安全保険以上の補償はいたしかねます。

付則：事故に対する処置は原則的に以下の通りです。

軽い打ち身や捻挫、擦過傷等の場合は、局所の冷却や消毒等の応急処置をして、様子を見ます。

それらが重症の場合には、応急処置の後、保護者に連絡を取り、迎えに来ていただくか、自宅まで送ります。いずれの場合も、念のために医者に診てもらってください。重大な事故が発生した場合には、直ちに救急車を手配するとともに、保護者に連絡を取ります。

第 14 条 <スポーツ安全保険>

- a. 本保険は活動中だけでなく、その行き帰りの事故についても対象となっています。
- b. 事故が発生し、通院や入院をした場合(日数に制限があります。)には、保険の申請ができますので、指導者又は、会計まで申し出てください。

第 15 条 <指導者>

- a. 指導者は、指導員と補助指導員で構成します。
- b. 指導者は、安全対策委員を兼ねます。
- c. 本校指導者は本人の善意に基づき、本校校則を理解した上で、生徒の指導に当たります。指導者はいかなる報酬も得られるものではなく、要求できません。
- d. 指導者は、協会認定やその他の有資格者、ラグビー経験者に限ることなく、本校の校則を理解し、趣旨に賛同いただける方であれば現行指導員の協議の上、ご参加いただけます。但し、指導員になるには、過去の経験を問わず、2年以上の補助指導員を経て、再度現行指導員の協議の上、指導員になることができます。但し、指導員協議の上、特例により1年で指導員になる場合もあります。
- e. 指導者は、他の指導員や補助指導員と共に担当学年を持ち、その指導に当たります。また、補助指導員は、指導員の下で指導に当たります。
- f. 担当学年等は、指導員が協議の上で決定します。
- g. 協会等主催の指導者講習会があれば、費用は本校負担で参加できます。
- h. 本校では、指導者の夏合宿費用および購入物等の代金をスクール運営費で負担することができます。負担金額については、その都度検討致します。

尚、指導者として必要なスクールのジャージ・バッグ・ポロシャツ(3年間で1着1ヶまで)・ストッキング(年間1足まで)は販売価格の半額、レフリー用ジャージは5,000円まで全額負担とします。

第 16 条 <保護者会>

- a. 本校に入校した生徒の保護者(小学部・中学部共)は、生徒の入校と同時に保護者会に入会していただきます。
- b. 保護者会会長を原則として 6 年生の保護者より選任していただきます。副会長も 1~2 名選任いただきます。また、保護者会より第 4 条の会計・会計監査も選任していただきます。
- c. 親睦会、クリスマス会、卒業式等の運営、段取りは、保護者会にて、行っていただきます。

第 17 条 <会計報告等>

本校は、総会時に前年度の会計報告をします。

第 18 条 <総会>

- a. 本校は、開校日から 1 か月以内に保護者と指導者とで総会をもちます。
- b. 総会では、前年度の会計報告、本年度の行事予定、その他について話し合います。
- c. 緊急を要する案件等が生じた場合には、臨時に総会を持ち、話し合います。

第 19 条 <退校等>

- a. 本人の意思や保護者の希望、引っ越しやその他の理由で退校するのは自由です。ただし、年会費等は返金できません。
- b. 再入校は理由によっては認められます。同一年度内であれば、年会費は再徴収いたしません。
- c. 本校の方針に賛同していただけない場合、スクール生、指導者、保護者を問わず、代表の判断の下、退校していただく場合があります。
- d. 練習や試合参加において、安全上無理があると判断した場合、安全対策委員会において検討の上、退校していただく場合があります。

第 20 条 <校則の変更>

- a. 本校校則の内容が現状に合わない点や、不備な点が生じた場合には、指導員が協議の上変更し、書面にて報告いたします。
- b. 文言の訂正、校則中の文言の訂正は、校則の変更時行います。

2001 年 07 月 01 日制定

2022 年 04 月 01 日第 17 次改訂